

鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県民が快適なICT環境を利用するために企業活動、医療、教育、防災などを目的とした超高速情報通信基盤整備を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的に資するため、次条の事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(対象事業)

第4条 補助対象事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる情報通信基盤整備事業（国の補助金又は地方債を活用する事業に限り、県の他の補助金を活用するものを除く。）とする。

- (1) 市町村全域（旧市町村全域の場合を含む。）で行う超高速情報通信基盤（上り、下り通信速度とも100Mbps以上10Gbps以下）の整備事業で、同軸ケーブルから光ファイバケーブル化を行う等、通信速度を向上させるための機能強化事業（過去に本補助金の交付を受けて本号の事業を実施した市町村によるものを除く。）
- (2) 超高速通信基盤（上り、下り通信速度とも100Mbps以上10Gbps以下）のエリア拡張を行う整備事業
- (3) 産業振興や起業支援のための企業、人材誘致を目的とした施設への光ファイバ設備等超高速通信基盤（上り、下り通信速度とも100Mbps以上10Gbps以下）の整備事業
- (4) 超高速・大容量の第5世代移動通信システムへの対応等、通信速度を向上（上り、下り通信速度とも1Gbpsを超え10Gbps以下）させるための機能強化事業（過去に本補助金の交付を受けて本号の事業を実施した市町村は除く。）

(対象経費及び補助率等)

第5条 前条に規定する対象事業の補助対象経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定

する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとし、補助額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 本補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、事業着手予定日（事業に係る契約締結予定日）の1か月前までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、複数年にわたる事業で、前項に規定する申請期限までに交付申請が困難である場合は、事業着手の2か月前までに様式第2号により知事に事前協議を行い事業計画の承認を得ること。

3 前項の事前協議により承認を受けた事業については、毎年度第1項のとおり交付申請を行うこと。

4 本補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）をする者（以下（交付申請者」という。）は、様式第1号による申請書を規則第5条第1項第1号から第3号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

5 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付の決定）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付の申請の取り下げ）

第8条 前条第1項の規定による本補助金の交付の決定通知を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項の規定に基づき、当該通知を受理した日から起算して20日以内に限り様式第5号により申請を取り下げることができる。

（補助金の交付の条件）

第9条 補助金の交付の目的を達するため、補助事業者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

2 補助事業の内容の変更（交付決定額に対して補助金所要額が減額となり、その額が交付決定額の20パーセント以内である場合を除く。）をしようとするときは事前に様式

第6号を、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは様式第7号による申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

- 3 補助事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第8号により知事に報告し、その指示を受けること。
(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)を、次に掲げる日までに様式第9号により知事に行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了及び中止又は廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日
- 2 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第10号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書を受理したときは、提出書類を審査し、妥当であると認めたときは、補助金額を確定し補助事業者へ通知しなければならない。

- 2 本補助金の決定通知は、様式第11号によるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について総務大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(提出書類の部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月13日から施行する。
- 2 改正前の鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月20日から施行する。
- 2 改正前の鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
ただし、本要綱改正の施行の際現に事前の協議がなされている事業については、事業着手後に交付申請をすることができる。
- 3 2に規定する交付申請は、申請に伴う額の確定後速やか（遅くとも事業完了（完了検査終了）の1か月前まで）に行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助率	限度額等
<p>(1) 国庫補助金を活用（国庫補助金と地方債を活用する場合を含む）して行う第4条第1項第1号から第4号に掲げる事業にあつては、国庫補助の対象となる事業費から国庫補助交付決定額及び地方債の元金に係る地方交付税措置額の合算額を控除した額</p>	<p>補助対象経費の1/2に相当する額</p>	<p>同条第1号及び第4号については1億円とする。</p> <p>同条同項第2号及び第3号については2千万円とする。</p>
<p>(2) 地方債を活用（国庫補助金と地方債を活用する場合を除く）して行う第4条第1項第1号から第4号に掲げる事業にあつては、付表に定める経費の総額から、地方債の元金に係る地方交付税措置額を控除した額</p>		

(注) 上記の補助対象経費の計算に当たっては、当該市町村が補助対象事業を行うに当たり発行可能な地方債のうち、交付税措置額が最も高いものを用いる。

(付表)

交 付 対 象	内 容
1. 施設・設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 局舎・センター施設(イ) 鉄塔(ウ) 外構施設(エ) 伝送路設備(オ) 無線アクセス装置(カ) 送受信装置(キ) 構内伝送路(ク) 電源設備 (予備電源設備を含む)(ケ) 監視制御・測定装置(コ) その他事業を実施するために必要な経費 <p>(2) 付帯工事費</p> <p>(3) 補助金</p> <p>第3条第1項の市町村が、第4条第1項各号の事業において事業実施主体に対して交付する、前2号の施設・設備費に係る補助金</p>
2. 用地取得費・道路費	<p>(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費 (土地造成費を含む)</p> <p>(2) 付帯工事費</p>

(注) 「付帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費を含む。